

平成 19 年度 第 1 回長野県人権政策審議会議事録

1 日 時：平成 19 年（2007 年）12 月 7 日（金）午前 10 時から 11 時 30 分

2 場 所：長野県庁西庁舎 1 階 110 号会議室

3 出席者

委 員：岩井まつよ委員、北村照子委員、金早雪委員、斎藤洋一委員、関安雄委員、
矢崎和広委員、矢嶋廣道委員、吉沢小枝委員

長野県：長野県知事 村井仁、企画局長 和田恭良、人権・男女共同参画課長 豊田
雄三、人権・男女共同参画課 課長補佐兼人権尊重推進係長 小林仁司 ほか

4 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 小林課長補佐）

定刻になりましたので、ただいまから長野県人権政策審議会を開催させていただきます。
私は、企画局人権・男女共同参画課の小林仁司と申します。会長が選出されるまでの間、
進行を務めさせていただきます。

最初に、本審議会の委員の委嘱についてご報告申し上げます。本審議会の委員は、お手
元の名簿のとおり 10 名の方に本日付けで、審議会の委員を委嘱申し上げます。お手
元に委嘱状を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、出席状況でございますが、有吉委員、大西委員から所用のため欠席する旨のご連
絡がございました。本日は 8 名の委員の皆様のご出席をいただいておりますので、長野県
人権政策審議会条例第 6 条の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上
げます。

それでは、開会にあたりまして、長野県知事、村井仁からごあいさつを申し上げます。

（村井知事）

本日第 1 回の「長野県人権政策審議会」を開催するにあたりまして、一言ごあいさつを
申し上げます。

各位には、大変お忙しい中、審議会委員にご就任をご快諾いただきまして、今後何かと
ご尽力をいただくことに対しまして、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。
とうございます。

今の日本社会、物の豊かさを追い求め、心の豊かさを軽視する社会的風潮があると、こ
のように感じております。学校、職場、あるいは地域おける人間関係が、希薄となってい
るというような感想も持たざるをえません。「人権の世紀」と言われる 21 世紀であります
けれども、なお差別、虐待、いじめというような事象が私の人権問題でございますけれど
も、あとを絶たない、このような状況でございます。

さらに IT の急速な普及などの技術革新が進みますと、インターネットでございますと
か、あるいは携帯電話を使った誹謗中傷というような新しい形態の、人権を傷つける事象
も、また進んできていることを私ども懸念を持っている問題でございます。

このような中、長野県では平成 15 年 4 月に、「長野県人権教育・啓発推進指針」という
ものを策定いたしまして、県民一人ひとりが人権問題を自分自身の課題としてとらえ、行

動できるよう、施策に取り組んでまいったところであります。その後、長野県議会人権施策推進議員連盟からの申し入れなどもございまして、本年7月に新たな人権政策のあり方をご審議いただくため、「長野県人権政策審議会条例」と申します条例の制定をさせていただいたところでございます。

さらに県は、新たな中期総合計画をまとめつつございしますが、この案では44の主要施策の一つとしまして、「人権が尊重される社会づくり」というものを掲げてございまして、より総合的な人権政策を推進したい、このような願望を持っております。

委員各位におかれましては、どうか自由で忌憚のないご議論を賜りまして、基本的な方向性をお示し賜れば、大変ありがたいと思う次第でございまして、審議会冒頭に当たりまして、一言お願いを申し上げましてごあいさつに代えさせていただき次第でございまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(小林課長補佐)

それでは、初めての審議会でございますので、委員の皆様方を私のほうからご紹介申し上げます。お一人ずつ、恐縮でございますけれども、簡単に自己紹介をお願いできれば、よろしくお願いたします。

(委員名簿により紹介し、各委員からそれぞれ自己紹介)

次に、県側の出席者をご紹介させていただきます。

和田恭良企画局長、豊田雄三人権・男女共同参画課長、このほか、本審議会に係る職員が出席させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思っております。本日、お配りした資料は次第、配席表、審議会の運営について、それから人権政策審議会配布資料としまして、審議会条例、審議会委員名簿、資料1「人権政策推進に関する基本方針(仮称)スケジュール(案)」、資料2「人権施策に関する経過等」、資料3「平成19年度長野県人権に関する施策について」、それから資料4「関係団体等からの意見聴取について(案)」、資料5「人権問題に関する県民意識調査(案)」でございます。不足等ございましたら、係の者が伺いますのでお知らせいただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。まず、本審議会の会長の選任についてお諮りしたいと思います。会長につきましては、人権政策審議会条例第5条によりまして、委員各位の互選によることとなっております。会長の選任につきまして、いかがいたしましょうか。よろしくご審議のほど、お願いたします。

はい、関委員。

(関委員)

行政も、それから産業界も民間としても、よく通じていらっしゃる矢崎委員が適任だと思いますが。

(小林課長補佐)

ただいま、関委員から、矢崎委員にいかがかというご発言がございましたが、皆様、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

(小林課長補佐)

それでは、会長に矢崎委員ということで決定させていただきたいと思います。

それでは、本審議会の議長を、人権政策審議会条例第6条によりまして、会長が務めることとなっておりますので、矢崎会長におかれましては、恐れ入りますが会長席のほうへお移りいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、会長からごあいさつをいただきまして、引き続き進行のほうをお願いしたいと思いますが、よろしくお願いたします。

(矢崎会長)

12年間市長をさせていただいて、特に市民主導行政支援のまちづくり、パートナーシップのまちづくりに、ずっとかかわらせていただけてきました。基本的に人間の尊厳みたいなことがベースになれば、パートナーシップのまちづくりはできないわけです。ただ、それを人権問題というふうに大上段に振りかざすには、あまりにもフィールドが広いので、人権の問題を、教育は教育、福祉は福祉の現場などいろんなところで行って来ました。今後、基本方針をまとめるときに、国や県、市町村、それぞれが、この人権の問題を進めてきたわけでありますから、また新たに新しく審議会をつくって、どこまでオリジナリティのある、突っ込んだ審議会になれるのかなと。会長をやらせていただくには、そんな心配もしているところでありますが、経験のある方々がお集まりをいただいているわけであります。単なる審議会というのではなく、突っ込んだ議論の場になればいいなということをお願い申し上げまして、非力であります但し会長をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、会議事項に入りますが、本審議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長の職務代理者を指名させていただくことになっておりますので、会長から職務代理者を指名させていただきたいと思います。先ほども、自己紹介いただきましたように、金委員が人間尊重推進委員会の委員長としてご努力いただけてこられました。その関連性、またそのときの大きな財産をこの会で生かしていただく、そんなことを考えますと金委員に職務代理者をお願いしたいと思いますが、よろしくお願いたします。

(金委員)

私でよろしければ、よろしくお願いたします。

(矢崎会長)

続きまして、当審議会の公開につきまして、最初に委員の皆様にお諮りをしておいたほうがいだろうと思いますので、この審議会の公開につきまして事務局から説明をお願いします。

(豊田人権・男女共同参画課長)

それでは、私のほうから説明させていただきます。

「長野県人権政策審議会の運営について」をご覧ください。

まず、「傍聴について」の手続きについてご審議いただきたいと思います。受付については傍聴を希望する方について、会場受付の際に氏名、住所等の記名を求めたほうがよいのか、求めないほうがよいのか。求めない場合は、傍聴したい旨を伝えて、会議の開始までに所定の席に着席することでよいかどうかということでございます。

つぎに、傍聴者が傍聴席数を超えた場合の対応でございますけれども、抽選も考えられますが、先着順により傍聴者を決定することでよいかどうかということでございます。傍聴の2点目、傍聴者の遵守事項でございます。傍聴については、審議会会長の指示に従うほかに、次の行為をした場合は傍聴を認めないかどうかということでございます。1、静粛に傍聴しない。2、発言をしたり、拍手、その他の方法により賛成または反対の意向を表明すること。3、会議の撮影、録音等を行うこと。4、上記のほか、会議の支障となる行為を行うことということでございます。

2番目は「議事録、県ホームページへの掲載について」でございますが、議事録の内容について、委員名を入れるかどうか。全文掲載か要約して記述するか。3点目、要約した場合には、全委員の確認が必要となり議事録の公開がおおむね1か月になっているので、その確認作業が必要となるということでございます。

2番目の「県ホームページについて」でございます。掲載時期について審議会前おおむね1週間前に開催概要、日時場所、会議事項等を記載する。審議会後はおおむね2週間以内に会議資料を掲載する。それからおおむね1か月以内に議事録を掲載という内容でございます。ご審議をお願いします。

(矢崎会長)

はい。

審議会の運営について、事務局から説明がありました。委員の皆様方の合意によって進めてまいりたいと思いますので、一つずつ確認をさせていただきたいと思います。

最初の傍聴の手続きであります。氏名、住所等を記入したほうがいいのか、必要ないかどうかということですが、特に必要がないのではないかと思いますけれども、そんなことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

はい。それでは、氏名、住所等の記入を求めず、傍聴したい旨を伝えるということをお願いしたいと思います。

傍聴席の数を超えた場合の対応ですが、抽選をすることも手間でありまして、いつ、どこで抽選するかということになりますので、先着順に決定をしていく。席数だけ先着順の方に入らせていただく。そんなことでやらせていただくのがいいのではないかと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

はい。それでは、そんなことでお願いをいたします。

傍聴者の遵守事項であります。茅野市でやりましたときも、たまにはありますが、傍聴に来られた方々が拍手をなさったり、委員の発言にやじを入れたりとか、そのようなことがありました。一応、傍聴者の遵守事項を決めたいと思いますが、基本的にその遵守事項に反した場合には、会長の指示に従って出ていただくことになろうかと思えます。

ここに4点ございます。静粛に傍聴せず騒がれる方たち、また発言したり、拍手等なされた方、会議の撮影、録音等を行った方、その他、会長が、会議の支障となると判断を行った場合、その時には傍聴を認めないという普通のルールであります。特にこの遵守事項についてご意見がございましたら、お願いをいたします。こんな点だけでよろしゅうございますか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

はい。それでは、傍聴者の遵守事項については、この4点によって会長が進めさせていただくことでお願いします。

次に議事録のホームページへの掲載についてであります。委員名を入れるかどうか。全文掲載か要約か。要約の場合には、おおむね1か月かかり、タイムラグが必要になるわけですが、この点につきましてご意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

人間尊重推進委員会の時は、どのようでしたか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

委員名を入れて、逐語で発言した内容をそのまま公開しておりました。

(金委員)

最初の部分は、特に録音されたものが、そのままホームページにアップをされておりました。驚きました。

(矢崎会長)

どうでしょうか。逐語にしますと、一生懸命いい言葉でしゃべらないといけませんよ。私は市長時代に議会ですとカッカするものですから、議会の自分の発言を議事録で見ると、茅野の市長はずいぶん荒っぽい男だなというように、自分で恥ずかしくなるようなことがありましたが、逐語でよろしゅうございますか。それとも、要約にいたしましょうか。

岩井委員、どうでしょうか。マスコミにおられて。

(岩井委員)

逐語は話し方のニュアンスがありますが、それを伝えることが目的ではないと思いますので、事務局のお手間はかかるかもしれませんが、要約のほうがはっきりしてわかりやすいのではないかなというふうに、私は思います。

(矢崎会長)

要約のほうが、見る人に親切ですね。逐語にすると、この人は何を言っているかわからないということがあるわけで、要約でよろしゅうございますか。委員名を入れて、ご本人の確認のもとに要約するということで。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

はい。それでは発表までに多少の時間がかかりますけども、正確に県民にわかりやすくという意味で、委員名を入れて要約をするということをお願いしたいと思います。

それでは、今確認させていただいた内容によって、これから審議会の運営をしていくことをお願いします。

続きまして、本日の会議事項に入りますが、「長野県人権政策推進に関する基本方針(仮称)の策定について」を議題とします。最初に、村井知事から諮問がございます。よろしくお願いをいたします。

【村井知事から諮問】

(矢崎会長)

ただいま、諮問をいただきました。

それでは長野県人権政策推進に関する基本方針の策定について、事務局から説明をお願いします。

(豊田人権・男女共同参画課長)

それでは、資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

(資料1から5に基づき説明)

(矢崎会長)

スケジュールから始まりまして、関係資料を説明いただきましたが、ご質問ありましたらお願いをしたいと思います。このようなスケジュールで行っていきたいということですが、今日を入れて8回の予定ということですね。これだけの委員の方々がお集まりになっていらっしゃるの、その方々の意見をどこかで聞きたいと思っております。原案では、団体の意見を聞く。県民の意識調査をする。その後調整だけをこの審議会がするのかという感じがします。できましたら、2月の時に、それぞれご自分のフィールドを持っている方々が多くいらっしゃいますので、人権の問題についてそれぞれお考えになっているこ

と、また金委員は今までの委員会の財産をもっていらっしゃるわけですから、このメンバーでまず1回議論を積み重ねさせていただいて、それを基に団体の意見をどういうふうに集めていくか。そして、県民の意見をどういうふうに集めていくのか。会長としては、そういう機会を1回取ったほうがよいと思います。2回目は1月を予定していますね。

(豊田人権・男女共同参画課長)

皆さんにお聞きしたところ、1月31日木曜日、午後がご都合よろしいと。

(矢崎会長)

それでは、次回は1月31日午後ということによろしゅうございますか。あとは1回ごとに決めていくということですね。

(豊田人権・男女共同参画課長)

次回は、1月31日ということを決めていただきましたが、今後、審議会をほぼ2か月に1回開催するので、日を決めておいたほうがよいのか、その都度決めたほうがよいのかをご審議願います。

(矢崎会長)

それでは、スケジュールの決め方についてお諮りしたいと思います。いろんな決め方がありますが、あと1年以上かかるわけですから、二月に一回、だいたい上旬、中旬とするとか、時間的には午後のほうがよいとのご意見が多かったのですが、まず、会議の持ち方として、午後1時半から、2時間くらいということになりますか。その点は、よろしゅうございますか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

ご了解いただいたということで、あとは次の審議会の決め方ですが、あらかじめ、第3月曜日とか、そういう会議の決め方もございますが、その点はどういたしましょうか。

関委員は、いろんな会にお出になられていますので、どういう決め方がやりやすいでしょうか。

(関委員)

審議会は、1回ごとに決めていくことでよろしいのではないのでしょうか。

(矢崎会長)

今回のように、あらかじめアンケートを採って、次回はいつにしましょうかと確認する。

来月でいいますと、1月31日に会議をしますので、1月20日ごろにアンケートを採って調整させていただいて、1月31日に次回は何月何日ですと、そんなやり方でよろしゅうございますか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

そのようにお願いします。

もう一つ、事務局のほうで、8回のスケジュールで順番をさせていただきますが、1回余分になりますか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

会議の進行によりますので、ご相談させていただきます。

(矢崎会長)

会長としての希望は、いろんな審議会に出させていただいていますが、審議会委員が何を考えているかというところから始めないと、無駄になると思います。事務局ペースで進めていくと、途中でストレスがたまってきて、その時点でそうした場を設けるとなるとロスが大きい。総合計画審議会においても、非常に時間がタイトでしたので、お1人ずつ委員とヒアリングをして、それをまとめることで、時間を省きましょうとお話を申し上げました。できれば、次回1月31日はフリーディスカッションをしたいと思います。その中で団体の意見をどのように聞くのか、どういうことを県民意識調査の中で入れていくかの参考にもなると思うのです。委員の皆さんのご意見をお聞きする会を、最初に持ちたいなと思っております。吉澤委員よろしいですかね、そんな方向で。

(吉澤委員)

はい。

(矢崎会長)

最初に、金委員から人間尊重推進委員会の中で、どんなご意見があったかということも出してもらったりしながら、関係団体からの意見聴取の内容、県民意識調査の内容に関連づけていきたいと思っております。そういうことで、特にかしこまって意見をいただく必要はありません。ただ、お考えになっていること、意見を丁々発止し、キャッチボールしながら、事務局がその中で方向性をまとめていく。ちょっと難しい仕事になりますが、最初にやっておいたほうがよいと思っております。

北村委員、よろしいですかね、そんな方向で。

(北村委員)

はい。

(矢崎会長)

県から出てきたものを、ちょっと直して、皆さんの意見を聞いたという審議会は、もう20世紀の審議会ですから、参加された委員さんにも意味のある審議会にできたらと思いま

す。

課長、構わないでしょうか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

はい、わかりました。

(矢崎会長)

1月31日に、どういう資料が必要かということですが、私は、資料を見させてもらって、金委員がおまとめになったものが手元にありますね。それを読んでおいていただいたほうがいいと思います。県側の意見もありますし、審議会はくだらないという意見もあります。大変おもしろかった。審議会に来られて、必ず1人が2人はこんな審議会はつまらなかったという人がおりますが、そんな意見にならないように最初に読んでおいていただいたほうがよいと思います。

あと、人権政策に関する経過等について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをしたいと思います。

どうぞ、関委員。

(関委員)

特措法が終わって、部落解放関係のいろいろな貸し付けについて経過措置が終わってきていますが、既に貸し付けをしてあるもので、返却の時期になっているのにお金が返ってこないというものは県にもありますでしょうか。

それから、この県民意識調査ですけれども、県から直接なさいますが、あるいはどちらかの機関を通しておやりになるかということが2つ目ですね。

もう一つは、部落解放審議会の答申との関係について、新しい審議会が今日から始まるわけですけれども、その関連について説明をお願いします。

(矢崎会長)

お願いします。

(豊田人権・男女共同参画課長)

資料2の10ページ。同和対策事業等見直し状況一覧がございます。その中の14番に同和地区福祉資金貸付事業がございます。例えば病気の者、あるいは結婚、そうした方に15万から30万を貸し付けていました。4,000万という数字が出ておりますけれども、これが収入未済部分で約240件ぐらいです。

今、その運動団体と県社会福祉協議会が話されまして、回収について努力しているという状況でございます。

意識調査、県民意識調査につきましては、内容が固まり次第、県で直接実施してまいりたいと考えております。

3点目。部落解放審議会の答申の扱いをどうするのかという問題です。この人権政策審議会は、条例に基づきます審議会ということで、人権全般を扱う審議会でございます。従

いまして、従前の部落解放審議会の答申の内容を踏まえ、人権教育・啓発推進指針の内容も踏まえて、新たに、長野県の人権政策基本方針をとりまとめたいただきたいということでございます。過去にあったすべての内容を踏まえた上で、これからの長野県の人権政策がどうあるべきかということの基本方針を定めていただきたいと考えております。

(矢崎会長)

関委員、よろしいでしょうか。

(関委員)

わかりました。

(矢崎会長)

これからの議論の中で、今までの部落解放審議会との関わりについては押さえておきたいところですよ。課長から説明をいただきました部落解放審議会と人権啓発推進委員会、そしてその後人間尊重推進委員会となったわけですが、その流れを全部合わせて、条例に基づいた人権政策審議会ということで、私どもは諮問を受けて、あくまでもその枠は変わらないということで、その枠の中で諮問を受けたことについて答えていくということです。部落解放審議会との関係については、ちょっとわかりにくい方もいらっしゃると思いますが、発展的解消をしてきたということでもいいわけですね。その点につきましては、よろしゅうございますか。

ほかに、ご質問がありましたら、最初の時点で押さえておきたいみたいなことがありましたら、お願いいたします。

(金委員)

今回、条例に基づく新しい審議会ということで、人間尊重推進委員会の位置づけとは違うということがはっきりしました。それから、スケジュール表を拝見しまして、この2年間で最終的に何らかの基本方針案をつくると。そのために調査を行い、意見聴取を行うと、そういう段取りと理解しました。お聞きしたいのは、資料5の県民意識調査についてで、こうした調査は、要するにこちらが聞きたいことを上手にすり込んでいくものですね。

(矢崎会長)

誘導しますからね。

(金委員)

ええ。例えば、案では20歳以上ですけど、私がちょっと関心を持つのは、学校現場でのいじめとか、教育という縦割りの中で人権教育がはずれているのではないかと。それから私自身、今、大学で1年生の授業をもって、学生にいろいろと聞くのですが、差別状況が改善されたということも反映されているとは思いますが、ほとんど同和教育を聞いたことがない状況にあります。このような状況を考えますと、個別、普通に調査することも一つにあります。例えば学校の中で、同和教育、人権教育がなされているか、教育委員会に

回答を求めるとか。あるいは企業の中であれば例えば経営者協会とか。あるいは、組織に情報を提供いただくとか、サプライサイド側、人権教育を受けてきた人、多様な年齢の人たちがどのように人権教育を受けたか。両方をかみ合わせないと、全体像が見えてこないなと感じます。いきなり細かいことに入りましたが、このアンケートは非常に重要で、項目についてもいくつか増したりして、特に国との調査関係で、人権には、例えば男女共同参画も入ります。そうすると、男女共同参画についてという調査がなされていますので、同じ項目を入れておいて、比較できるようにするとか、精査していく必要があります。その点について次回までにご検討いただきたい。

(矢崎会長)

今、金委員がおっしゃられた観点で、次の会は皆さんの意見をお聞きしたい。その中でどういう団体にヒアリングするのがいいのか。県民意識調査は20歳以上でいいかどうか。もっと絞ってやったほうがいいのではないかとか、もうあまり総花的なことは、いろいろなアンケートがあるからしなくてもいいのではないかと。そういうことにもなると思います。ですから、今、事務局で用意していただいたアンケートについては、たたき台のたたき台ということで、ご覧になっていただいて、どういう団体に意見を募集するのか、どういう県民意識調査にするかについては、現在は白紙というように私は解釈をしていただいているのだろうと思います。

よろしいですね。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

ほかに、ご意見、ご質問ございましたら。

(「特になし」)

(矢崎会長)

よろしいでしょうか。

今回は1月31日木曜日、午後1時半からになります。まだ多少時間の余裕がございますので、人権政策審議会を今日からスタートさせていただいたわけですが、全般に関しまして、何かあまり硬くならず意見交換の必要がありましたらしたいと思います、事務局で何かありますか。

(豊田人権・男女共同参画課長)

特にございません。

(矢崎会長)

よろしいですか。

はい。それでは、ありがとうございました。審議いただくことにつきましては、以上で

ございますので、事務局にマイクを返します。

(小林課長補佐)

長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。本日いただきました宿題につきましては、次回ご審議いただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、本日の審議会を閉会とさせていただきます。それでは、年明けの1月31日木曜日でございますが、お忙しいところ恐縮でございますけれど、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。